



平成28年(ワ)第380号放送法遵守義務確認等請求事件(第1事件)
平成28年(ワ)第696号放送法順守義務確認等請求事件(第2事件)
平成29年(ワ)第137号放送法順守義務確認等請求事件(第3事件)
平成29年(ワ)第466号放送法順守義務確認等請求事件(第4事件)
第1事件原告 宮内正巖
第2事件原告 溝川悠介外44名
第3事件原告 北野重一外57名
第4事件原告 高桑次郎外21名
被 告 日本放送協会

原告準備書面(十三)

2018年7月2日

奈良地方裁判所 民事部1B係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 佐藤 真理



弁護士 白井 啓太郎



弁護士 安藤 昌司



弁護士 辰巳 創史



弁護士 星 雄介



弁護士 阪口 徳雄



第1 放送受信契約は有償双務契約である。

1 被告は、双務契約性を争ってきた。

放送受信契約は「有償双務契約」であり、被告NHKは、原告ら視聴者から放送受信料を受け取る対価として、ニュース報道番組において放送法第4条及び国内番組基準を遵守して放送する義務を負っている。

このことを原告らは一貫して主張してきたが、被告は、「放送受信料の法的性質は特殊な負担金である」（以下「特殊負担金論」という）として、双務契約であることを争ってきた。

2 「特殊負担金論」への求釈明と応答拒否の経緯

被告の「特殊負担金論」に対して、原告は第1事件の原告準備書面（二）の7～8頁に於いて、次の5項目の釈明を求めた。

- ① 「特殊な負担金」という用語は、1964年の臨時放送関係法制調査会の答申において使用された用語に過ぎず、法律用語でも、法制化された用語でもないとの原告の主張も争う趣旨か、また特殊な負担金と明示した最高裁判例は出されていないとの原告の主張も争う趣旨であるのか否かを明らかにされたい。
- ② 「特殊な負担金」は、受信料について租税ではない（NHKが強制徴収の方法を有しない）ことを示す用語に過ぎず、受信料がNHKの放送に対する対価的關係にあることを否定する用語でないとの原告の主張を争う趣旨なのか否かを明らかにされたい。
- ③ 被告は、日本放送協会放送受信規約（甲4）の第13条2項において、「地上系によるテレビジョン放送を月のうち半分以上行うことがなかった場合は、特別契約を除く放送受信契約について当該月分の放送受信料は徴収しない」と規定し、受信料を支払うに見合うだけの放送と受信がなかった場合には、受信料を徴収しないということをNHK自身が定めているが、この条項は受信と受信料の支払いに対価性があることを認めている趣旨ではないのか。
- ④ 放送受信料については、高品質のサービス（カラー）を受ける場合とそうでない場合（白黒）との間に料金の差が設けられているが、この点は放送受信料が放送サービスに対する対価としての性質を有するものと理解するが、この理解で間違いはないか。対価性

を否定する被告の主張との整合性を明らかにされたい。

- ⑤ 被告は、答弁書7頁において、「日本で唯一公共放送を担う特殊法人について、番組編成や報道等において広告主や国家から独立性を確保し公共性と表現の自由を確保するためには、被告（NHK）において広告料や税金ではない独立した自主財源を確保する必要がある。そこで、被告（NHK）の財源は、広告料でもなく税金でもない、被告（NHK）の放送を受信することのできる受信設備の設置者から徴収する放送受信料とされた」と主張しているが、この主張は、放送受信料が、本質的に、NHKの放送（の受信）と対価関係にあることを前提としていると理解できるが、その理解で、間違いないか。この主張と対価性を否定する被告の主張との整合性を明らかにされたい。

2017年6月19日の第4回口頭弁論において、原告は上記5項目の求釈明を求め、少なくとも「原告準備書面（二）第2の2⑤の釈明を求める。」と強く釈明を求めた。

この原告の求釈明は、第4回口頭弁論調書に記載されたが、第5回口頭弁論においても、その後の3回の口頭弁論に於いても、被告は専ら沈黙を決め込み、全く釈明に応じていない。

3 「特殊負担金論」否定の最高裁大法廷判決

2017年12月6日に言い渡された最高裁平成29年大法廷判決は、「NHKは、受信設備設置者から受信契約締結の承諾を得て受信料を収受してきたところ、それらの受信契約が双方の意思表示の合致により成立したものであることは明らかである。任意に受信契約を締結しない者との間においても、受信契約の成立には双方の意思表示の合致が必要」と判示して、被告NHKが本件訴訟でも主張している「特殊負担金論」を明確に否定した。

「特殊負担金論」が最高裁大法廷判決によって明確に否定された以上、被告は沈黙・無視を決め込むのではなく、放送受信契約におけるNHKの放送義務の内容について、具体的な主張をすべきが当然である。

それとも、NHKは放送法に基づいて設立された特殊法人だから、視聴者は一方的に受信料を負担するだけで、NHKがどのような内容の放送をするのかについて、受信契約者には一切の発言権を認め

ない、事実上の「片務契約」であるとでも考えているのであろうか。明確に回答されたい。

第2 NHKは放送受信契約者に対し、放送法4条及び国内番組基準を遵守した内容の放送を行う義務を負担する。

原告準備書面(十)の20頁以下で詳述した通り、NHKの独立性、中立性、公共性を確保する制度として受信料制度が採用されている以上、NHKは、受信契約の締結を強制され受信料の支払い義務を負う視聴者に対し、独立性、中立性、公共性を確保した内容の番組を放送する義務を契約上当然に負っていると解される(民法1条2項)。

そして、放送法4条1項が、「放送番組の編集に当たっては、次の各号の定めるところによらなければならないとして、「①公安及び善良な風俗を害しないこと。②政治的に公平であること。③報道は事実をまげないですること。④意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること。」と規定し、NHKが策定した国内番組基準が、「日本放送協会は、全国民の基盤に立つ公共放送の機関として、何人からも干渉されず、不偏不党の立場を守って、放送による言論と表現の自由を確保し、豊かで、よい放送を行うことによって、公共の福祉の増進と文化の向上に最善を尽くさなければならない。」と規定し、同基準「第1章 放送番組一般の基準」において放送法第4条1項と同一内容を規定していることからすれば、放送法4条1項及びNHK自ら策定した国内番組基準は、NHKの放送する番組内容が、独立性、中立性、公共性を欠くか否かを判断する基準を具体化したものというべきである。

したがって、NHKは受信契約を締結した国民・視聴者に対し、放送法に基づいて要請される公共放送を担う事業者の職責として、その独立性、中立性、公共性を確保すること、具体的には、同法4条1項各号及び国内番組基準を遵守した内容の放送を行う義務を負う。

よって、NHKが放送法4条1項各号や国内番組基準に違反する内容の番組を放送し、もはやその独立性、中立性、公共性を喪失な

いし危殆に瀕するに至らしめた場合には、視聴者に対する放送受信契約上の義務違反であり、ひいては放送受信契約を締結し受信料の支払を継続している視聴者の財産権や契約の自由を侵害するのであり、債務不履行責任として、損害賠償責任を負うのである。

第3 被告には放送受信契約上、放送法を遵守した放送番組を放送する義務がある

- 1 被告には放送法を遵守した放送をする義務があり、放送法4条1項各号を遵守した放送番組を放送することは、放送受信契約の内容となっている。

以下、放送法4条1項各号を遵守した放送番組を放送することが放送受信契約の内容となる理由について、放送法の規定に即して主張を補充する。

2 放送法が制定された経緯

既に指摘しているとおり、日本における放送は、1925（大正14）年3月22日、社団法人東京放送局のラジオ仮放送から始まり、翌1926（昭和1）年8月20日に、社団法人日本放送協会が設立され、その後、札幌、熊本、仙台、広島など主要都市で放送が開始された。

しかし、同協会は、「国家統制色の強い無線電信法に基づく放送用私設無線電話規則によって規制を受けており、折からの日中戦争、太平洋戦争という軍事体制下で、『大本営発表』にみられる国の宣伝機関としての役割を負わされたまま、1945年の終戦を迎えた。」（甲6「放送をめぐる制度と実態の概説」1～2頁『放送制度の現代的展開』所収）。

戦後、無線電信法は、①政府専掌を根本原則とし、あまりにも主務大臣の裁量の余地が大きいこと、②自ら経営する公衆通信事業と私設及び官庁用無線施設の管理を同時に行っていること、③これらの考え方は新憲法の理念とあまりにも乖離していること・・・等の理由により、その改正を行うことが強く要請され」（甲5「放送法逐条解説」1～2頁）、1950（昭和25）年6月1日、無線電信法は廃止され、電波法・放送法・電波監理委員会設置法の電波3法が施行された。

3 放送法 1 条及び 3 条の規定

放送法は、第 1 条において、「この法律は、次に掲げる原則に従って、放送を公共の福祉に適合するように規律し、その健全な発達を図ることを目的とする」と定め、以下の 3 大原則（以下「放送 3 大原則」という）を規定した。

すなわち、

「一 放送が国民に最大限に普及されて、その効用をもたらすことを保障すること。

二 放送の不偏不党、真実及び自律を保障することによって、放送による表現の自由を確保すること。

三 放送に携わる者の職責を明らかにすることによって、放送が健全な民主主義の発達に資するようにすること。」

放送法は、この放送 3 大原則のもと、3 条において「放送番組は、法律に定める権限に基づく場合でなければ、何人からも干渉され、又は規律されることがない。」として、放送番組編集の自由を認めた。

その上、「日本放送協会（NHK）」（15 条以下）による公共放送と「一般放送事業者による民放放送の 2 系列の放送制度を採用し、「二本立て体制の一方を担う公共放送事業者として NHK を設立することとし、その目的、業務、運営体制等を前記のように定め、NHK を、民主的かつ多元的な基盤に基づきつつ自律的に運営される事業体として性格付け、これに公共の福祉のための放送を行わせることとした」のであり、「NHK の事業運営の財源を受信料によって賄うこととしている趣旨が、前記のとおり、国民の知る権利を実質的に充足し健全な民主主義の発達に寄与することを究極的な目的とし」ているのである（括弧内は最高裁平成 29 年判決から引用）

このように、放送 3 大原則を守り、国民の知る権利を実質的に充足し、健全な民主主義の発達に寄与することが放送法の定める NHK の使命・役割なのである。

4 放送法 15 条、64 条

上記の使命・役割を全うするため、放送法 15 条は、NHK（日本放送協会）の目的について、公共の福祉のために、①「あまねく日本全国において放送を受信できるように」すること、②質の面においても、「豊かで、かつ、良い放送番組による・・・放送を行う」こ

とを定めている。

さらに、受信契約の締結を事実上強制される放送受信者（国民）が受信料を支払う義務を負うのは（64条）、国やスポンサー（広告主）等の影響を出来るだけ避けて、自主的、自律的に番組編集を行えるようにするためである。

- 5 放送法に基づいて設立されたNHKは、放送法の制定の経緯、放送法1条、3条、15条及び64条等の規定によって、国民の知る権利を実質的に充足し、健全な民主主義の発達に寄与することような内容の放送番組（ニュース報道番組）を放送する公共的な使命・役割を担っており、「公共放送としてふさわしい放送をする」義務を受信料を支払う国民（視聴者）に対して負っている。

「公共放送としてふさわしい放送をする」義務は、具体的には、放送法4条が規定する放送番組編集の準則「一 公安及び善良な風俗を害しないこと。二 政治的に公平であること。三 報道は事実をまげないですること。四 意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること。」を遵守した放送番組（ニュース報道番組）を放送する義務を国民（視聴者）に対して負うのである。

- 6 以上のとおり、「放送法4条1項各号を遵守した放送番組（ニュース報道番組）を放送すること」は、放送法制定の経緯や放送法の他の条文からしても、放送受信契約の内容になっている（付言すれば、NHKは放送法4条1項各号と同内容の国内番組基準を定め、これを遵守した番組を放送することを視聴者に約束している）のである。

従って、NHKが放送法4条1項各号を遵守しない番組（ニュース報道番組）を放送した場合には、放送受信契約の債務不履行となり、NHKは損害賠償責任を負うことになるのである。

以上